

○大雪消防組合職員の消防業務手当支給 に関する規則

〔平成21年1月30日〕
規則第1号

改正 平成26年4月8日規則第12号
改正 令和2年12月22日規則第3号

（趣旨）

第1条 この規則は、大雪消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和49年大雪消防組合条例第4号。以下「条例」という。）第4条及び第8条の規定に基づき、職員の消防業務手当に関し必要な事項を定めるものとする。

（支給の範囲）

第2条 消防業務手当は、東消防署、当麻消防署、比布消防署及び愛別消防署に勤務する消防吏員（以下「職員」という。）が特殊業務に従事した場合に支給する。

（支給額）

第3条 条例第8条に規定する管理者が定める額は、月額3,000円とする。

（支給方法及び支給期日）

第4条 消防業務手当は、一の給与期間の分を次の給与期間の給料の支給日に支給する。ただし、特別の事由により、その日に支給することができないときは、その日後において支給することができる。

（支給できない場合）

第5条 第2条に規定する職員が、第4条で定める期間において全日数にわたって特殊業務に従事しなかった場合は支給しない。

（委任）

第6条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成26年4月8日規則第12号）

この規則は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則（令和2年12月25日規則第3号）

この規則は、公布の日から施行し、令和2年12月22日から適用する。